

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月30日
【会社名】	株式会社アクセスグループ・ホールディングス
【英訳名】	ACCESS GROUP HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 勇也
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	(03)5413-3001(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務企画部長 保谷 尚寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	(03)5413-3001(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役財務企画部長 保谷 尚寛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 157,080,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	210,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2026年1

月30日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 当社と割当予定先である株式会社プロネクサス(以下「割当予定先」又は「プロネクサス」といいます。)は、2025年1月31日付で資本提携契約及び業務提携契約(以下総称して「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。)を締結しています。

3. 振替機関の名称及び住所は以下の通りです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	210,000株	157,080,000	78,540,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	210,000株	157,080,000	78,540,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、78,540,000円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
748	374	100株	2026年2月27日(金)	-	2026年2月27日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合は、本第三者割当増資は行われないととなります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アクセスグループ・ホールディングス 財務企画部	東京都港区南青山一丁目1番1号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行麹町支店	東京都千代田区麹町6-6-2 番町麹町ビルディング

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
157,080,000	6,000,000	151,080,000

（注）1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成支援費用、アドバイザリー費用、弁護士費用、登記関連費用等です。

#### （2）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
M & A 及び資本業務提携等に係る費用	121	2026年3月から2028年3月まで
システム開発費用	30	2026年3月から2028年3月まで

（注）上記の資金使途に充当するまでの間、銀行口座その他安全性の高い方法にて管理いたします。

今回調達する資金は、当社の企業価値向上を目的として、主に事業上のシナジーを創出するための戦略的投資に充当する予定です。また、かかる企業価値の向上は現在改善期間に入っている上場維持基準（流通株式時価総額）の適合にも資するものであると考えております。

当社は、プロネクサスとの資本業務提携を通じ、両社の強みを活かしたソリューションの提供を、プロネクサスの顧客基盤である上場企業及びIPO準備企業へ行ってきました。その結果、新たに、プロネクサスの顧客から、採用プランディングサイトや動画等のクリエイティブ案件を受託してまいりました。

その他にも、プロネクサスとの共催による人事ビジネスフェアの開催をすることで、プロネクサスへの顧客基盤に加えて新規の顧客との接点も拡大し、今後の新規受注増加、ひいては事業拡大に向けた取り組みをしている状況です。今後更に、両者の関係を強固にし、両社の事業拡大を加速させるには、最新のAI技術や効率的なマッチングシステムの開発・導入、人財採用・マッチング精度向上を支援する企業との連携（M&A・資本業務提携）、及びSNSマーケティング・プロモーション機能の強化が不可欠と考えております。また、今後拡大が見込まれる人財ソリューション事業のコアである「人材紹介分野」「採用代行分野」においても、システム・業務基盤の強化を通じて、より多くのプロネクサスの顧客企業様への付加価値提供が可能になります。

したがって、今回の第三者割当増資による調達資金は、これら人財採用の事業領域拡大並びにシステム投資等に充当する予定です。具体的には、人財採用及びマッチング精度向上に寄与するAI等のシステム開発企業、SNSマーケティング・プロモーション企業等当社との事業シナジーの見込める企業への投資（M&A・資本業務提携）、及び人材紹介マッチングシステムの開発等への設備投資を行うことで、今後の両社の事業連携シナジーを最大化し、更なる企業価値の向上を目指します。

現時点では、M&A及び資本業務提携に充当する具体的な金額や時期、件数は確定しておりませんが、当社にとって合理的な条件での資金調達を実現するために一定の期間を要する結果、M&A及び資本提携の相手方との間で交渉が開始されてから資金調達を検討した場合、M&A及び資本提携の交渉に影響が生じて貴重な買収候補先・資本提携先を喪失することにも繋がる可能性があるため、予め資金を確保しておくことが必要と考えております。

なお、M&A及び資本提携の成否は投資先企業の存在や相手方との交渉にも大きく左右されるため、本第三者割当増資により調達した資金の支出の正確なタイミングを予測することは一定の限界があります。そのため、上記の支出予定期間は、現時点における当社の経営や事業環境に照らして、M&A及び資本提携が一定程度の蓋然性をもって実行されるとの見通しに基づき記載されたものであり、当該期間における上記金額を投資金額としたM&A及び資本提携の実施が具体的に確定しているものではありません。なお、資金使途及び支出予定期間に変更があった等届出書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社プロネクサス
	本店の所在地	東京都港区海岸一丁目 2 番20号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第81期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月23日 関東財務局長に提出  半期報告書 事業年度 第82期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社普通株式356,500株を有する当社の主要株主です（2026年1月30日現在）
	人事関係	該当事項はありません。
c. 割当予定先の選定理由	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
d. 割り当てようとする株式の数	取引関係	当社は割当予定先との間で2025年1月31日付けで資本提携契約及び業務提携契約を締結し、採用支援事業、教育機関支援事業、プロモーション支援事業に関する取引関係があります。

（注） a. 割当予定先の概要及びb. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年1月30日現在におけるものであります。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社及びプロネクサスは、本資本業務提携契約に則り、人財ソリューション事業、教育機関支援事業及びプロモーション支援事業の領域での協力関係を強化してまいりました。かかるプロネクサスとの業務提携は当社の主力事業の着実な成長にとって不可欠であり、さらなる成長を遂げるにあたってはプロネクサスとの関係強化が重要だと考えております。

当社としては、本第三者割当を通じて調達した資金を用いて上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」記載の資金需要を満たすとともに、資本業務提携を通じて事業上の連携を強めているプロネクサスとの関係を更に強化することは、プロネクサスとの業務提携の強化及びM & A及び資本業務提携等を通じた事業の成長の双方につながるものであり、当社の中長期的な企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益向上に資するものであると考えております。

本第三者割当にあたって、当社の企業価値向上に資する資金調達の方法として銀行借入や社債等の負債による調達も含めて多面的に検討いたしましたが、金融機関等による借入れの場合、資金需要が生じた際に当社が合理的と認める条件で借入れを行うことができるとは限らず、また予め借入れや社債の発行を行っておくことは利息等の借入コストの負担が生じることから最善の方法ではないと考えております。この点、本第三者割当による資金調達については、今後のM & Aの急な進展に応じて機動的に資金需要を充足することができるとともに、割当予定先であるプロネクサスとの間で本資本業務提携をより一層推し進めることの双方を実現することが可能であることから、本第三者割当による新株式発行が最適であると判断いたしました。

#### d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当予定数（当社普通株式）
株式会社プロネクサス	210,000株
合計	210,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先との間の本資本業務提携契約において、本資本業務提携契約期間中、当社の事前の書面による承諾がない限り、割当予定先が、直接又は間接を問わず、単独で又は第三者と共同して、当社株式の買増しその他追加取得を行うことはできない旨規定しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

なお、当社株主と割当予定先が締結する株主間契約の規定により、本株式を第三者に譲渡する場合には、当該株主の書面による事前の承諾を要する旨の制限が付されております。当該株主の承諾を以って本株式の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、取得する株式の保有方針を確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を開示いたします。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、プロネクサスが2025年11月14日に提出した半期報告書（2026年3月期）に記載の要約中間連結財務諸表により、2025年9月30日時点において、同社が本第三者割当増資の払込みに要する充分な現金及び現金同等物、その他流動資産を保有していることを確認し、当社としても、同社における本第三者割当増資の払込みのために必要な資金等の状況に問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

プロネクサスは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、プロネクサスが東京証券取引所に提出したコードレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2025年6月27日）の「 内部統制システム等に関する事項」「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が記載されており、当社において当該内容及び基本的な方針を確認しております。

さらに当社は、プロネクサスの担当者との面談内容も踏まえ、同社及びその役員が特定団体等には該当せず、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

当社株主とプロネクサスが締結する株主間契約の規定により、本第三者割当増資によりプロネクサスに割り当てられた株式（以下「本株式」といいます。）の譲渡には当該株主による承認が必要です。当該株主による承認を以って本株式の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、取得する株式の保有方針の確認、当社がプロネクサスとの間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を開示いたします。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本第三者割当増資の払込金額につきましては本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日である2026年1月29日の東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）と同額である748円といたしました。

当該払込金額の算定方法として取締役会決議日の直前営業日における終値を採用したのは、直近株価が現時点での当社の実態をより適切に表していると考えており、客観性が高く合理的であると判断したためです。当該払込金額は、同直前営業日から1か月遡った期間（2025年12月30日から2026年1月29日まで）の終値の平均値733円（円未満切捨て）に対して2.05%のプレミアム、同直前営業日から3か月遡った期間（2025年10月30日から2026年1月29日まで）の終値の平均値648円（円未満切捨て）に対して15.43%のプレミアム、同直前営業日から6か月遡った期間（2025年7月30日から2026年1月29日まで）の終値の平均値609円（円未満切捨て）に対して22.82%のプレミアムとなります。

上記のとおり、本第三者割当増資の払込金額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場株価を基準としています。また、当該払込金額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠したものであるため、当社は、本第三者割当増資の払込金額の決定方法は合理的であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当増資の条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当増資につき決議いたしました。

なお、上記払込金額につきましては、当社監査役3名全員から、本第三者割当増資の払込金額は、本取締役会決議日の直前取引日である2026年1月29日の終値と同額である748円であり、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価を基準に、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案して決定されたもので、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は210,000株であり、当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を除く）3,235,010株（2025年9月30日現在）の6.49%（議決権総数32,334個に対する割合6.49%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当増資は、「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」記載の資金需要を満たすとともに、資本業務提携を通じて事業上の連携を強めているプロネクサスとの関係を更に強化することは、プロネクサスとの業務提携の強化及びM&A及び資本業務提携等を通じた事業の成長の双方につながるものであります。したがって、本第三者割当増資は、将来的な当社の売上・収益の拡大に結び付き得るものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与し、既存株主の利益にも資すると見込まれるものであり、これらを踏まえると、当社は、上記一定の希薄化の規模も考慮しつつ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数 に対する所有 議決権数の 割合
株式会社プロネクサス	東京都港区海岸一丁目 2 番20号	356,500	11.03%	566,500	16.45%
合同会社 A・G・S	東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号	409,000	12.65%	409,000	11.88%
木村 勇也	神奈川県横浜市青葉区	359,200	11.11%	359,200	10.43%
木村 春樹	神奈川県横浜市青葉区	288,300	8.92%	288,300	8.37%
株式会社 R R ・ D D	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	247,100	7.64%	247,100	7.18%
アクセスグループ社員持株会	東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号	146,300	4.52%	146,300	4.25%
木村 純子	神奈川県横浜市青葉区	79,800	2.47%	79,800	2.32%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番21 号	78,000	2.41%	78,000	2.27%
三菱UFJ eスマート証券株式会社	東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号	27,100	0.84%	27,100	0.79%
株式会社 Panopticon Investment	東京都新宿区荒木町23番地	22,000	0.68%	22,000	0.64%
計		2,013,300	62.27%	2,223,300	64.57%

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿をもとにして作成しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本第三者割当増資による変動を反映しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社の2025年9月30日現在における総議決権数である32,334個に、本第三者割当増資によって割り当てられる当社普通株式に係る議決権数(2,100個)を加算した後の総議決権数34,434個に対する割合であります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第36期、提出日2025年6月24日）及び半期報告書（第37期中、提出日2025年11月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月30日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しており、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第36期有価証券報告書の提出日（2025年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月30日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。  
(2025年6月25日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

2025年6月25日開催の当社第36期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

2025年3月期において、繰越利益剰余金は27,068,848円の欠損のため、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金26,868,848円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補する。

減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 26,868,848円

増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 26,868,848円

剰余金の処分の効力が生ずる日

2025年6月26日

###### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、木村春樹、木村勇也、増田智夫、土田俊行、保谷尚寛、浜野竹志、古川伊織、伊藤俊哉およびマッカイ里菜を選任する。

###### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、中野博昭、松坂祐輔および中川治を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第1号議案 剰余金の処分の件	10,659	72	-	(注) 1	可決 99.30
第2号議案 取締役9名選任の件			-		
木村 春樹	10,605	126	-		可決 98.80
木村 勇也	10,623	108	-		可決 98.97
増田 智夫	10,621	110	-		可決 98.95
土田 俊行	10,622	109	-	注) 2	可決 98.96
保谷 尚寛	10,622	109	-		可決 98.96
浜野 竹志	10,622	109	-		可決 98.96
古川 伊織	10,621	110	-		可決 98.95
伊藤 俊哉	10,616	115	-		可決 98.90
マッカイ 里菜	10,613	118	-		可決 98.87
第3号議案 監査役3名選任の件			-		
中野 博昭	10,625	106	-	注) 2	可決 98.98
松坂 祐輔	10,616	115	-		可決 98.90
中川 治	10,621	110	-		可決 98.95

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2025年8月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社株主である木村春樹及び木村純子と株式会社プロネクサスとの間で、木村春樹氏及び木村純子氏が保有する当社普通株式の一部を株式会社プロネクサスに譲渡することが合意されました。

当該株式譲渡の実行により、当社の主要株主に異動が生じることとなりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

(主要株主となるもの)

株式会社プロネクサス

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

株式会社プロネクサス

	議決権の数（所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合
異動前	3,200個 ( 320,000株 )	9.90%
異動後	3,565個 ( 356,500株 )	11.03%

- (注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年3月31日現在の総株主の議決権数を基準として、2025年4月1日付けで効力発生した株式分割並びに2025年5月1日付け及び2025年8月8日付けで発行された譲渡制限付株式数（合計議決権数348個）を考慮して算出してあります。  
2. 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2025年8月29日（予定）

(4) その他の事項

当該異動の経緯

2025年8月28日付で、当社株主である木村春樹及び木村純子と株式会社プロネクサスとの間で、木村春樹氏及び木村純子氏が保有する当社普通株式の一部を株式会社プロネクサスに譲渡することが合意されました。当該譲渡の実行により、株式会社プロネクサスは当社の主要株主に該当することになります。

本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 141,839,200円  
発行済株式総数 普通株式 3,248,000株

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第36期有価証券報告書の提出日（2025年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月30日）までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2025年8月8日（注）	24,600	3,248,000	6,986	141,839	6,986	241,839

(注) 有償第三者割当（取締役等に対する譲渡制限付き株式報酬としての新株発行）

発行価格 1株につき 568円  
資本組入額 1株につき 284円  
割当先 当社の取締役（社外取締役を除きます。） 7名  
当社の監査役（社外監査役を除きます。） 1名  
当子会社の取締役 10名

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第36期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月24日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第37期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月23日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス

取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都港区

指定社員 公認会計士 奥津 泰彦  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 磯 巧  
業務執行社員

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセスグループ・ホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社アクセスグループ・ホールディングスの当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産37,213千円が計上されており、連結財務諸表注記（税効果会計関係）に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前金額は37,213千円である。このうち、株式会社アクセスグループ・ホールディングスの連結子会社において計上した繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）の金額は37,213千円であり、連結総資産の1.6%に相当する。</p> <p>繰延税金資産は、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上する。</p> <p>国内主要会社の法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性及び将来減算一時差異等の将来解消見込年度のスケジューリングに依存しており、これらは経営者の重要な判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、親会社及び連結子会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、親会社及び連結子会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>会社分類の判定及び将来課税所得の予測プロセスに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうかという観点から、事業計画や取締役会の議事録等の閲覧及び経営者への質問を実施し、親会社及び連結子会社の会社分類の妥当性を検討した。</p> <p>スケジューリングの基礎となる事業計画の合理性について、前連結会計年度に策定した当連結会計年度に係る親会社及び連結子会社の計画数値と実績との比較を行うとともに、当連結会計年度に策定した事業計画数値について経営者への質問及び関連する内部資料との整合性を確認した。</p> <p>将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングの妥当性について、関連する内部資料を閲覧した。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アクセスグループ・ホールディングスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### ＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月23日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス

取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都港区

指定社員 公認会計士 奥津 泰彦  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 磯 巧  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193の2条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて例外的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都港区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥津 泰彦

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 磯 巧

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセスグループ・ホールディングス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。